

# 赤ちゃん歓迎のお店・お宿にしませんか？

滋賀県では、子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組に対して補助金の交付を行っています。

例えば、こんな経費に使ってください！！

- ・貸出用ベビーベット、ベビーカー、ベビーチェア等の購入
  - ・赤ちゃん用食器セットの購入
  - ・トイレのベビーチェアの設置
  - ・授乳室やおむつ交換台の設置
  - ・おむつ専用ごみ箱の設置
  - ・キッズルーム（子ども向け待合室）の整備
  - ・優先駐車区画の案内
  - ・「子ども連れの方にやさしい」PR用看板等の作成 等
- ※汎用性のある物品の購入は対象外です



## 対象者

- 滋賀県内の施設において、子ども連れや妊娠中の方の利用（不特定多数）が見込まれる事業者のみなさま
- 滋賀県内において、子ども・子育て支援を主たる事業として行う法人または任意団体のみなさま

## 補助限度額

最大25万円  
（補助率1/2以内）

※ただし、3万円を  
下限とします。

▼その他詳細や申請  
方法はこちらから



## 募集期間

令和8年12月28日（月）【必着】まで

- ※補助事業の開始は、交付決定後に可能となります。
- ※申請総額が予算額を超過する場合、申請締切前でも募集を終了します。

## 取組事例



授乳室整備



キッズスペース整備



「子ども連れにやさしい」  
掲示物設置



トイレ内ベビーシート整備



（お問い合わせ先）

滋賀県子ども若者部  
子ども若者政策・私学振興課

TEL 077-528-3593

mail ja00@pref.shiga.lg.jp

※すまいる・あくしょん（令和8年2月リニューアル版）宣言登録をお願いします！

※すまいる・あくしょんマークを掲示してPRにご協力ください！



心と身体の健康を支える



違いを認め理解し合える社会をつくる



安心できる多様な居場所をつくる



体験活動や学びの機会を増やす



情報との向き合い方を伝え一緒に考える



子どもの意見を尊重し行動につなげる



積極的に挑戦できる環境をつくる